

後期高齢者医療からのおしらせ

～保険料の計算方法と軽減のしくみについて～

■平成27年度の保険料率は昨年と同じです

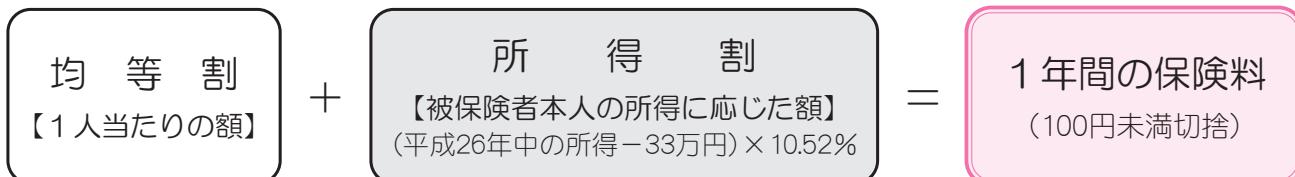
被保険者のみなさまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を改定されますので、平成27年度は変わりませんが、均等割軽減の範囲が見直されます。

均 等 割 (被保険者が等しく負担)	所 得 割 (被保険者の所得に応じて負担)	賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)
(年額) 51,472円	10.52%	57万円

◆保険料の計算方法

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

また、世帯主や加入者（被保険者）の所得に応じて、保険料の軽減があります。



※年度の途中で加入したときは、加入した月から月割りで計算します。

平成27年度の保険料額は、7月にお知らせします。

なお、**年金から保険料が天引き**されている被保険者の皆さんには、**4月**に『後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書』をお送りし、“4月・6月・8月の年金支給時に天引きされる予定の保険料額”をお知らせいたします。

◆保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減～平成27年度から、下記のとおり見直されます。

所 得 が 次 の 金 額 以 下 の 世 帯	軽減の割合
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減
33万円	8.5割軽減
H26 : 33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) ↓ H27 : 33万円 + (26万円 × 世帯主以外の被保険者数)	5割軽減
H26 : 33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数) ↓ H27 : 33万円 + (47万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

※ 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

②所得割の軽減～加入者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減の割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割がかからず、均等割が9割軽減されます。

※ 松前町の「国民健康保険」や全国建設工事業国保などの「国民健康保険組合」は、含まれません。

■今回の見直しにより、新たに軽減の対象となる世帯の年間保険料額の例

◆単身世帯（世帯主）の場合

年金収入	均等割軽減		所得割 軽減	平成27年度 年間保険料	前年比
	26年度	27年度			
193万円	2割	5割	5割	46,700円	15,500円減
194万円	2割	5割	5割	47,300円	15,400円減
214万円	－	2割	－	105,300円	10,300円減
215万円	－	2割	－	105,300円	10,200円減

◆夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	均等割軽減		所得割 軽減	区分	平成27年度 年間保険料	前年比
	26年度	27年度				
193万円	2割	5割	－	夫	94,100円	15,400円減
				妻	25,700円	15,400円減
194万円	2割	5割	－	夫	96,200円	15,400円減
				妻	25,700円	15,400円減
214万円	－	2割	－	夫	152,600円	10,300円減
				妻	41,100円	10,300円減
215万円	－	2割	－	夫	155,800円	10,300円減
				妻	41,100円	10,300円減

■65歳～74歳までの障がいをお持ちの方で、一定の基準を満たす場合に限り、75歳になる前でも「後期高齢者医療制度」に加入することができます。

◆後期高齢者医療制度に加入することができる障害の程度は次のとおりです。

- ・1級から3級までの身体障害者手帳をお持ちの方
- ・4級の身体障害者手帳をお持ちの方のうち、音声機能・言語機能の障害または下肢障害（1号・3号・4号）に該当される方。
- ・精神障害者保健福祉手帳の1・2級の方
- ・療育手帳のA（重度）の方
- ・国民年金などの障害年金1・2級を受給している方

※詳しくは、役場福祉課までご相談ください。

お問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合	☎011-290-5601
	役場 福祉課（後期高齢者医療担当）	☎42-2275 内線246